

教育現場における 労務管理等に関する説明会 開催



挨拶をする米村労働基準部長

令和7年8月6日(水)午後1時30分から、
奈良労働局において上記説明会を開催し、多くの
学校関係者の方にご出席いただきました！



本説明会は、教育現場における、特に教員の
働き方について、今後を見据えた適正な労務管理

及びメンタルヘルス対策の推進に自主的にお取り組みいただく契機としていただき
たく、奈良県下の学校法人(幼稚園・認定こども園除く)を対象に、新たな取組として
開催いたしました。

説明会は、奈良労働局労働基準部長から「誰もが安心して健康に働ける職場環境の
実現を目指す働き方改革の推進が不可欠」である旨ご挨拶申し上げた後、 教育現
場における適正な労務管理について、 メンタルヘルス対策についての二部構成で
実施しました。

第一部では、「教員の仕事は特殊である」という認識が未だ根強く残っていることか
ら、教員の労働時間の把握が適正に行われず、賃金不払残業や長時間労働が発生す
るおそれがあることに触れた上で、監督課から教育現場における適正な労務管理の
方法について説明を行いました。

「長時間労働防止の第一歩は
労働時間の適正把握！」
適正な労務管理方法について説明する
上地監督係長



メンタルヘルス対策について説明する
生地地方労働衛生専門官

第二部では、近年、精神障害による
労災請求事案が増加傾向にあり、教員
のメンタル不調も深刻化していること

を踏まえ、健康安全課からメンタルヘルス対策に関する法制度について説明を行う
とともに、メンタル不調に陥らないための未然防止対策及びメンタル不調に陥った
場合の職場復帰のためのサポート事業(産業保健総合支援センター等)について紹介
を行いました。

最後に、自主的に適正な労務管理に取り組んでいただく際の支援策の一つとして、
監督課に配置されている「労働時間管理適正化指導員」による個別訪問について紹
介を行いました。また、近年、学生に対する労働法教育の重要性が増している中で、
労働関係法令の授業を行っている学校が増えていることから、監督課職員がご要望
に応じて労働法の授業を行う出前講座についても紹介し、教員の労働時間の削減対
策の一つとして活用いただきたい旨ご案内しました。



**労働時間管理適正化指導員の個別訪問
随時受付中！！**

奈良労働局監督課には、**労働時間管理適正化指導員**を2名配置しており、自主的に適正な労務管理を行っていただくための支援をしています。

当該指導員は**社会保険労務士**の資格を有しており、**個別訪問**にて、労働基準関係法令に関する説明をさせていただきます。

個別訪問は、**無料**です。

当該指導員は労働基準監督官ではありませんので、行政指導を行うことはありません。

労務管理を行う上での悩み事について、是非、お気軽にご相談ください☆

出前講座のご依頼、随時受付中！！

奈良労働局監督課では、**学生**を対象に、**労働基準関係法令の説明を無料**で実施しております☆

ご希望の実施場所・実施時間・説明内容についてご依頼いただければ、できる限り希望に沿って調整及び準備させていただきます！

将来、労働者として働く人にとっても、事業主として経営者になる人にとっても、労働基準関係法令を知っていることは、労使トラブルを防ぐために必須です!!

教員の皆さまの負担軽減のためにも、是非、お気軽にご相談ください!!

【問合せ先】監督課 TEL:0742-32-0204 Mail:kantokuka-narakyo@mhkwgo.jp

教育は社会の持続的な発展を支える基盤であり、未来を担う生徒の成長を支える
という、極めて重要な社会的役割を担っています。

教員の働き方改革を通じて、持続可能な教育環境の構築を進めていただきたいと思います。

ご出席いただいた皆さま、
ありがとうございました()
たくさんの個別訪問・出前講座の
お申込みをお待ちしております

